



しあわせ信州

## 第63回「暮らしに役立つ法律のはなし」 ～ 7月の弁護士による連続法話 ～

南信消費生活センターでは、長野県弁護士会飯田在住会との共催により、弁護士による連続法話「暮らしに役立つ法律のはなし」を開催します。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

☆ テーマ	「水と法律」
☆ 内容	豪雨による水道水の汚濁、干ばつによる取水制限、トンネル工事による近隣河川への影響や地下水流出、工業排水の漏洩など、近年、水を巡るトラブルのニュースが絶えません。 そこで、今回は、「水と法律」をテーマに、水を保護するための法律の紹介や、水を巡るトラブルに巻き込まれたとき、どのようにすれば良いのか等についてお話していただきます。
☆ 講師	しもいな法律事務所 元島 亮典 弁護士
☆ 日時	令和元年7月22日（月）午後1時30分から3時まで
☆ 会場	南信消費生活センター会議室（飯田市美術博物館隣り）
☆ 参加料	無 料
☆ 申込み	聴講ご希望の方は、南信消費生活センターへ電話（0265-24-8058）、メール（n-shohi@pref.nagano.lg.jp）、またはFAX（0265-21-1703）により、氏名及び居住市町村を記入してお申し込みください。
☆ その他	当法話は原則毎月開催しています。次回以降は決定次第お知らせします。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —  
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



【長野県は「SDGs未来都市」です】



長野県南信消費生活センター  
(所長) 石澤一志 (担当) 松本善彦  
電 話 0265-24-8058 (直通)  
F A X 0265-21-1703  
E-mail n-shohi@pref.nagano.lg.jp

SDGs（持続可能な開発目標）は、美しく、誰もが安心して暮らし続けられる社会をめざし、世界みんなで取り組む目標です。